

注目3 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 令和4年度住民税非課税世帯に5万円を支給

広報きたもと 11月号でお知らせしたとおり、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、現金を支給します。今月号では、受給するために手続きが必要な世帯について詳しく説明します。

対象者 令和4年度住民税が非課税である世帯

- ・基準日（令和4年9月30日）時点で北本市に住民票があること
- ・世帯員全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯であること

支給額 5万円／1世帯あたり

受給方法 手続き不要で受給できる世帯と、受給するために一定の手続きが必要な世帯があります。 ご自身がどの世帯に当てはまるか以下をご確認ください。

①「給付決定通知書」(ハガキ)が届いた世帯

▶ 11月上旬にハガキが届いた世帯は手続き不要で給付。

11月29日（火）振込予定。

該当する世帯 令和3・4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金を確認書の返送をもって受給した世帯であり、かつ世帯状況に変更がない世帯
※その他、市が要件を満たしていることが確認できる世帯にはハガキが届く場合があります。



②「確認書」が届いた世帯

▶ 11月中下旬に市から封筒で確認書が届いた世帯は必要事項を記入し、返送が必要。

該当する世帯 令和3・4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金を受給済であるが、世帯状況が変わっている世帯、辞退した世帯、代理受給した世帯



以下に当てはまる人は、「確認書」が届きません

令和4年1月2日～9月30日に
他市区町村から北本市へ転入した世帯

転入前の市区町村で令和4年度住民税が非課税の世帯であれば、北本市に申請が必要です。

所得を申告していない世帯

令和3年中の所得を申告していない人は、税申告をお願いします。税申告の結果、「非課税世帯」に該当すれば支給対象です。

申請書類を市に提出してください

- ☐ 申請書 ☐ 本人確認書類の写し
- ☐ 給付金の振込を希望する銀行口座確認書類
- ☐ 令和4年住民税非課税証明書の写し（令和4年1月2日以降に北本市へ転入した人のみ）

期令和5年1月31日（火）まで
提出方法 共生福祉課地域共生担当（〒364-8633 北本市本町1-111 ☎ 590-2900）へ郵送または直接。

問共生福祉課地域共生担当（☎ 590-2900）
※個人情報保護のため、電話でお答えできない場合もあります。



⚠ 家計が急変した世帯にも5万円を支給

課税世帯ではあるが、予期せず家計が急変し、非課税水準相当まで収入が減少してしまった世帯も申請の上、支給を受けられます。

対象者

以下の3項目すべてに当てはまる世帯が支給対象です。

- ・申請日時点で北本市に住民登録があること。
- ・令和4年1月～12月の間で、**予期せず家計が急変した**こと。
- ・世帯員全員の収入が、**住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下**であること。

支給額 5万円／1世帯あたり

？「収入が住民税非課税水準に相当する額以下かどうか」はどのように判定するの？

世帯全員のそれぞれの**1年間の収入見込額（または所得見込額）**が**非課税収入（所得）限度額**（下表参照）以下であるかどうかで判定します。

1年間の収入見込額	1年間の所得見込額	扶養人数	非課税所得限度額	非課税収入限度額
令和4年1月以降の 任意の1か月の収入 × 12	1年間の収入見込額 — 1年間の経費等の見込額	0人（単身）	380,000 円	930,000 円
または		1人	828,000 円	1,378,000 円
		2人	1,108,000 円	1,683,999 円
		3人	1,388,000 円	2,099,999 円
		4人	1,668,000 円	2,499,999 円

受給方法 以下の書類を市へ提出

- ☐ 申請書
- ☐ 本人確認書類の写し
- ☐ 住民票の写し
- ☐ 給付金の振込を希望する銀行口座確認書類
- ☐ 任意の1か月の収入を確認できる書類の写し
または令和4年中の収入の見込み額が確認できる書類の写し

期令和5年1月31日（火）まで

提出方法 共生福祉課地域共生担当（〒364-8633 北本市本町1-111 ☎ 590-2900）へ郵送または直接。

※令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金を家計急変世帯として受給している場合、提出書類を省略できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。